

第5章 目標達成のための取り組みの方向

基本目標1 支えあいの人づくり

1. 地域福祉の学習と担い手の育成

(1) 福祉の大切さを学ぶ(住民意識の向上)

地域福祉を進めるためには、一人ひとりの自助、自立を基本としながら多くの人が主体的に協力しあい、お互いを理解しあっていくことが必要です。

住民一人ひとりが、地域社会を構成する一員としての関心と自覚を高めることができるように、研修会や学習活動などの取り組みや情報提供をとおして、支えあい、助けあいの心を育む福祉の啓発に努めます。

(2) 地域福祉懇談会の開催

地域の福祉について考えることは、まず自分の地域における生活課題を見つけることから始まります。身近な生活課題を解決するためには、地域住民お互いが知恵を出しあって取り組んでいくことが必要であり、そこに支えあいの気運が生れてくると考えられます。

各地区で地域の福祉についての懇談会が開催され、身近な生活課題の発見や、その課題解決に向けた取り組みができるよう支援します。

(3) 地域福祉の担い手の育成

すべての人が安心して暮らせるよう、市民の福祉ニーズに対応できる体制を地域でつくるためには、行政や事業者だけではなく、ボランティア、関係団体など、さまざまな人々の協力・連携の中で、住民一人ひとりが自らの役割を認識し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

そこで、地域福祉を推進する担い手意識を高め、地域において核となる人材の養成・育成に対する支援を図ります。

地域福祉活動を進めるうえでは、一部の限られた人だけでなく、その担い手の輪を広げていくことが必要です。次代の福祉活動の担い手となる人材や組織の育成を図ります。

2. 子どもたちの福祉学習（地域で学ぶ）

（1）地域活動への参加

地域には、その地域の特性を活かした活動や慣習があります。地域の中で、お互いに交流することで、今まで培ってきた伝統を知るとともに、また、今までにない新しいものを取り入れることができる機会を生むことができます。

子どもたちが地域の交流に参加することにより、地域のことを学ぶ機会となり、また、地域への愛着を育むこととなります。

地域における公民館活動等さまざまな活動や、催し物、イベントなどへ積極的に参加できるよう支援し、人と人のふれあいを基本に、支え合い、助け合いの連帯意識が芽生え、福祉を学ぶことができる機会を大切にします。

子どもたちは学校で福祉体験学習、ボランティア活動などを学習しています。この福祉学習を地域でも学ぶことができるよう推進します。例えば、ひとり暮らし、高齢者世帯への訪問や雪すかしなど地域にある福祉課題に対し、具体的に取り組む機会をつくれます。

（2）高齢者との交流

高齢者が子どもたちとふれあい、さまざまな知識や経験などを教えることは、高齢者自身の生きがいにつながると同時に、次の世代に有形無形の文化として、引き継がれていきます。子どもたちが古くからの伝統、しきたりを学ぶことにより、地域社会の大切さを知り、ふるさとへの愛着を育みます。また、高齢者とのふれあいにより、思いやる心を育むこととなります。

また、高齢者にとって、子どもたちとのふれあいは、気持ちが若返り、元気のもとにもなり、お互いがお互いの地域の担い手としての関係を生むこととなります。

子どもと高齢者が参加するサロンなどさまざまな場面での交流やふれあいを促進します。

3. ボランティアの育成と NPO 活動の推進

地域のボランティアや地域福祉の担い手が、より積極的な活動ができ、また地域の福祉力が高まるような各種の取り組みを進めます。

(1) NPO 団体の育成・支援

地域活動・ボランティア活動に対し、市民がそれぞれに応じた活動ができるよう情報提供などが必要です。既存の福祉関係の NPO 団体との話し合いの場を設け、地域における福祉活動を支援し、また、新規設立に向けた情報提供などを行いません。

(2) NPO 団体との連携

地域福祉を推進していくために、福祉分野に限らず、さまざまな生活課題に関する活動も視野に入れながら、NPO や福祉活動などの関連団体との連携を図ります。

(3) 地域ボランティアの育成・支援

地域における相互扶助を支えるのは住民一人ひとりの活動です。人を思いやる心を基本に、ボランティアの育成・支援を促進します。

身近な話し相手を必要としている人に対しての話し相手ボランティアなど、地域の生活課題から生れる支援を見つけ出し、多様なボランティア活動を推進します。

(4) ボランティアセンターの充実と連携

市内のボランティアの広域的な連携を支援することを目的に設立した「京丹後市ボランティア連絡会」を軸として、市社会福祉協議会との連携によりボランティアセンターの充実に向け支援していきます。

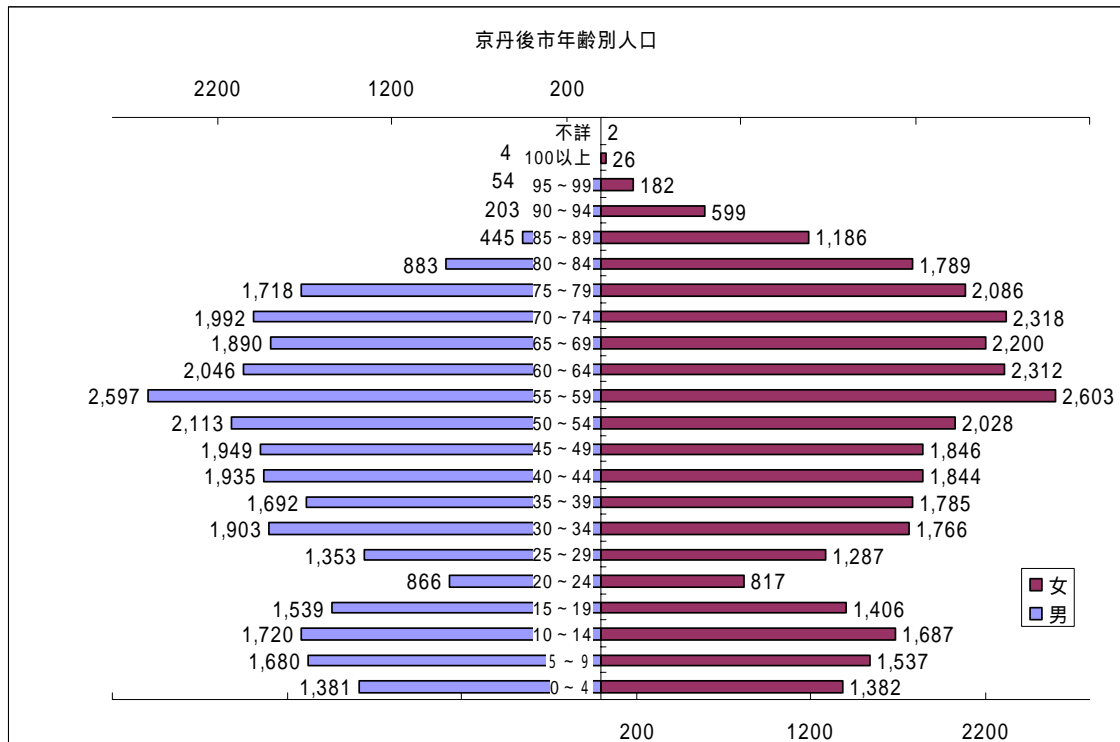
(5) 活動の情報発信

一人でも多くの住民が地域や福祉に関心や理解をもち、可能な範囲において、ボランティア活動に参加することは、地域の実質的な福祉力を高める重要な第一歩です。市内全域で取り組みを進めるため、ボランティアセンターを中心として、先進的・先駆的な活動や優れた取り組みなどの情報を提供します。

4. 団塊世代・高齢者の社会参加

(1) 団塊世代の社会参加

団塊と呼ばれる世代の多くの人たちが、定年を迎える時代となります。これまでの経験を活かしたり、新しい活動に取り組めることを支援し、地域福祉の推進に参加できる環境づくりに努めます。 (資料：平成17年度国勢調査)



* 団塊世代とは、一般的には1947年(昭和22年)~1949年(昭和24年)の3年間に生れた人々で、他の世代から突出している人口集団をいいます。上記グラフにおいては、H17国勢調査の数値であり、56歳~58歳の人たちで、55歳~59歳の年齢別に含まれます。

(2) 高齢者も担い手

高齢社会において、高齢者が互いに、いつまでも元気で、生きがいを持ち続けられる地域活動に参加できるよう支援します。

5 . 地域福祉に携わる団体との協働

(1) 協働による福祉のまちづくり

地域福祉に携わる団体は、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりに役立つ活動を行なっています。これら団体と協働して、地域福祉に携わる人たちの育成を支援し、福祉のまちづくりを推進します。

(2) 社会福祉協議会との協働

京丹後市社会福祉協議会は、住民参加によるさまざまな福祉活動の支援や、在宅福祉サービス、福祉サービス利用の支援など地域福祉の中核的な存在として事業を展開しています。この計画において、さらに地域福祉を推進していくためには、大切な役割があり、ともに取り組んでいきます。

(3) 地区の福祉委員への支援

小地域の福祉活動を推進するため、京丹後市社会福祉協議会が設置している福祉委員の組織の取り組みや、ふれあいサロンなど地域福祉活動は、住民相互の支え合い活動として非常に大切であり、さまざまな活動の支援を図ります。

基本目標 2 安心・安全な仕組みづくり

1. 情報提供の充実

(1) きめ細やかな情報の発信

必要な時に適切なサービスを受けることができるように、各種制度やサービスの内容について、だれにでもわかりやすい情報が、適切に住民に提供されることが必要です。また、このことは地域における生活課題を考えるうえにおいても必要なこととなります。

広報やホームページ、パンフレットなどを活用して情報提供し、制度内容の啓発と利用促進の充実を図ります。また、制度内容を解説したわかりやすい冊子の整備に努めます。

(2) 福祉サービスの相談窓口の充実

市民が福祉サービスを自ら選択・決定することができるように、相談窓口や情報提供などの体制整備の推進を図ります

住み慣れた地域の中で安心して生活するためには、気軽に相談できる窓口の充実を図り、地域における民生委員・児童委員、各種相談員や相談窓口の周知をするとともに、それぞれがお互いに連携が図れるような仕組みづくりを推進します。

地域における生活課題は多岐にわたり、子どもから高齢者まで抱える悩みはさまざまであり、市民相談室において、あらゆる生活相談について対応しています。

誰でも気軽に相談できる身近な相談場所や関係機関との連携による相談体制の充実を図ります。また、相談内容を一括して受け付けることができる総合的な生活相談窓口や苦情受付・処理機関などの充実を図ることも検討します。

(3) 新たな制度についての説明会等の開催

めまぐるしく変動する社会においては、福祉サービス制度の変更や改正、ニーズに対応した新たな制度が創設されたりします。これらの情報・内容について、広報・ホームページなどで情報提供し、必要に応じて説明会などを開催したり、小地域を単位とした懇談会の機会を利用し情報の周知に努めます。

(4) 情報提供の場としての公共施設等の活用

各地域にある公民館等の公共施設において、掲示板への掲載や資料の常置などにより各種制度やサービス内容などの情報提供の充実を図ります。利用者がそこで十分な情報を得られるようにするとともに、情報交換の場としての公共施設の活用を促進します。

2. 福祉サービスの適切な利用の支援

(1) サービス従事者の資質向上と人材確保

近年の福祉施策の変化などにより、社会福祉関係職員の業務が年々多様化し、更なる専門性が求められています。

社会福祉事業に従事する人々の人権意識を高め、優れた専門性と豊かな人間性を備えた質の高い福祉人材を育成するため、研修などの充実に努めます。

社会福祉協議会へも働きかけて、新たな時代に対応した福祉関係者の人材確保や資質向上に努めます。

(2) 福祉サービスの利用支援

サービスを必要とする人に適切なサービスを結び付けるためには、サービスの内容をわかりやすく伝えることは大切なことです。特に、本人の理解の困難さや家庭の事情などにより、サービスの利用にかかる相談や利用申請ができない人への支援が大切になってきます。

このような人々がサービスを利用できるようにするためには、サービスを必要とする人を早期に発見して、自分にあったサービスを自由かつ適切に選択し、安心して利用できるような援助の仕組みづくりを推進します。

また、福祉サービスの利用において、要約筆記や手話通訳など、障害のある人たちに配慮した利用の支援を充実します。

(3) 福祉サービス評価の推進

適正な福祉サービスが選択できるように、福祉サービス事業者が取り組む第三者評価制度による情報公開を促進します。

また、今後、地域福祉のさまざまなサービスについて、利用者の視点に立った評価や点検ができるよう、市民など第三者による評価の仕組みづくりを検討します。

(4) 苦情解決の普及啓発について

サービス内容などに対する苦情を受け止め、その解決を図る仕組みづくりを推進します。

利用者が利用しやすいように、苦情の申し立ての方法等体制の整備に努めるとともに、苦情解決の仕組みについての普及啓発に努めます。

3. 交通安全・防犯・防災の取り組み

ひとり暮らしや、障害があるなしにかかわらず、だれもが地域で安心して暮らせるように隣近所の声かけや支え合いの市民意識を育む支援体制づくりを推進します。

(1) 地域での交通安全の取り組み

高齢者による事故は、高齢化率の増加とともに増加する傾向にあり、高齢社会の中で交通弱者に対して、思いやりの心を持って、だれもが接する必要があります。

交通安全は、安心安全に生活するうえで、みんなの願いであり、地域の中で、交通安全意識の醸成に努めるとともに、関係機関で連携し、交通安全対策の充実に努めます。

(2) 防犯の取り組み

最近いたるところで、犯罪の増加がみられ、防犯対策を望む声が多い中で、安全で安心して生活できるまちづくりにむけて、関連機関との協力体制のもとで防犯対策の充実に努めていくことが必要です。

あいさつ運動や声かけは、地域住民の連帯感を育み、支え合いの意識を高め、防犯に対する基本となり、その啓発に努めます。

犯罪の標的になりやすい子どもや高齢者に対する防犯対策を推進するとともに、係機関との連携により登下校時の地域における見守り体制の強化を図ります。

また、地域の中で子どもや高齢者が、少しでも地域の人たちの目にふれる仕組みづくりを支援していくことや、子ども自身が危険に対応できる方法など学ぶ機会を検討していきます。

(3) 悪徳商法などへの対策

高齢者などを狙った悪徳商法などの予防について、被害に遭わないよう注意を促すとともに、対応策についての情報を提供するとともに、いつでも相談できる窓口を充実させるなど対策を推進します。

(4) 自主防災組織の推進

災害時に「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感のもとで、地域における意識啓発と、自主防災組織づくりへの支援など、地域防災活動の推進を図ります。

(5) 緊急時の対応

災害発生時の被害を最小限に抑えるため、地域の自主防災組織の促進を支援するとともに、支援が必要な人に対して迅速に対応ができるよう、個人情報に配慮しながら、情報の共有化を図り、効果的に支援活動ができるよう体制を整備します。

民生児童委員協議会などと連携し、常日頃から独居高齢者などに対し安否確認に努め、災害時に役立つ情報を確保します。

(6) 要援護者の把握と支援

地域における日常的な人と人とのつながりは、地震や風水害、火事などの災害において、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人などの安否確認や相互の助け合い活動に役立ちます。

災害時以外の急病や事故などの緊急事態に遭遇しても、早期の対応が図れるような基盤づくりの推進とともに、地域による見守り活動を支援します。

4. 子育て支援、高齢者などの見守り

(1) 地域における子育て支援

少子高齢化により、地域での子どもが少なくなりつつあります。核家族化や親の就労により、子どもを見守る時間が少なくなっております。子どもは地域の宝であり、次代を担う子どもたちを地域の中で見守ることが大切です。さまざまな子育て支援のサービスの充実と併せて、地域でも公民館などを活用した居場所づくりや、高齢者による見守りなど地域全体で支援する体制づくりを図ります。

(2) 高齢者などの見守り支援

ひとり暮らしや障害のある人、また、日中一人となる高齢者などに対し、平日頃地域に暮らす人たちが訪問したり、地域の行事に参加を促したりする地域の活動を支援します。これらの活動は、安否の確認につながったり、孤独感の解消に役立つこととなります。

(3) 自殺予防の取り組み

本市においては、平成18年度に「京丹後市自殺ゼロ実現推進協議会」を立ち上げました。自殺につながる暮らしの中の不安や、孤独感の解消に向け、地域での見守り体制の支援や、相談窓口へつながるよう支援を図っていきます。

(4) 民生委員・児童委員活動の充実と支援

民生委員・児童委員は、地域における見守り活動、訪問活動などを実施し、安心・安全なまちづくりを目指して活動しています。最近いたるところで、高齢者や子どもなどを狙った犯罪などが多発しています。隣組、地域などが中心となり、声かけ、ふれあい活動を展開し、地域ぐるみで、事故や犯罪に巻き込まれないような取り組みが必要です。

民生委員・児童委員は、地域に住むひとり暮らし高齢者などの相談相手となり、また、子どもたちが、地域の中で事故や犯罪などに巻き込まれないよう、多様な役割を持ちながらも地域の中心となって活動しています。プライバシーの問題に配慮しながら、見守りによる訪問活動が充実できるよう支援していきます。

今後、社会情勢における諸課題への対応などその役割は、ますます重要となってきております。地域福祉の推進に向け、地域住民と連携できる環境づくりを図りながら、民生委員・児童委員活動の推進を図ります。

5 . 権利擁護の推進

(1) 権利擁護に関する普及啓発

日常生活を営むうえで必要な福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的金銭管理が自己の判断で適切に行うことが困難な方の福祉サービス利用を援助する事業として地域福祉サービス利用援助事業(用語解説9)がありますが、現在、社会福祉協議会で実施しています。

福祉サービスの利用者が安心して適正にサービスを受けることができるよう、利用者の立場を尊重して、利用者の権利が侵害されないよう、権利擁護に関する普及啓発や相談窓口の充実に努めます。

(2) 成年後見制度の普及啓発

安心して福祉サービスが利用できるよう、成年後見制度(用語解説10)の普及啓発に努めるとともに利用支援を行います。制度を解説した分かりやすいパンフレットなどによる普及啓発を図ります。

基本目標3 ふれあいの場所づくり

1. 身近な公民館や空き家等の利用

(1) ふれあいの場所の確保

地域福祉活動の活性化や活動の効果的な展開を図るためには、活動の基盤となる拠点の確保が必要です。住民自身の手による拠点づくりを支援するとともに、既存施設の有効活用による拠点づくりを進めます。

地域住民のニーズに応じたサービスの実施や、地域福祉活動の拠点としての交流とコミュニケーションの場の提供に努めます。

(2) 未利用施設等の活用

地域住民に身近で気軽に集える場を確保し、交流とコミュニケーションの場など、活動の拠点づくりを更に進めるため、公民館、集会所、空き家などの既存施設のほか未利用施設を活用できるよう所有者や関係機関と調整し、利用促進を図ります。

2. 地域でつくる交流の場づくり

(1) 地域の手による拠点づくり

公民館などの既存の施設に限らず、田畑や山林など野外の場所を活用した交流など、地域での新しい楽しいふれあいの関係を築き、さまざまな福祉ニーズに対応する集いの場所、憩いの場所づくりを進めるとともに、地域住民の自主的で自立した取り組みを支援し、新しい交流の場づくりを推進します。

(2) 子どもの居場所づくり

子どもたちや子育て中の親子が、安心して気軽に立ち寄ることができる場所や、子どもと親子の交流できる居場所づくりに努めます。

(3) 世代間交流の場の確保

地域の中でお互いが理解しあいながら支え合い、助け合っていくため、あらゆる世代が身近な場所での取り組みや行事を通じて、気軽に交流を深められるような世代間交流の場づくりを支援します。

(4) 気軽に相談できる場所づくり

地域で発生する生活の問題はいろいろな分野にわたり、子どもから高齢者までその人の抱える悩みはさまざまです。この様な問題を解決するためには、専門的な相談窓口がもちろん必要ですが、まず、身近で誰もが気軽に相談できる場所があれば、暮らしの安心につながります。

公民館などを利用した出前相談方式など、誰でも気軽に相談できる身近な相談場所を検討し、併せて関係機関との連携による相談体制の充実を図ります。

また、身近な生活課題と、その課題解決に向け地域で解決できる取り組みができるよう各地域で定期的な「地域福祉懇談会」が開催されるよう支援していきます。

3. サロン活動の充実

社会福祉協議会や地域の自主的な取り組みの中でさまざまなサロン活動が行なわれています。今後もこのような活動を支援していきます。

(1) 地域ふれあいサロン活動の充実

ひとり暮らしの高齢者をはじめ、すべての人が地域の中で孤立することなく、安心して暮らせるように、それぞれの地域においてサロン活動が活発化するように支援していきます。

(2) 高齢者や障害のある人のサロン等の育成支援

高齢者や障害のある人のサロン活動などは、お互いにつながりが持てる、気軽な集い・憩いの場づくりの活動であり、孤独感の解消や家庭介護の負担軽減にもつながり、活動の育成・支援を続けていきます。

4 . 福祉ふれあいの場づくり

(1) 集い、憩い、学びの交流の場づくり

健康づくり講座やイベントの実施、地域福祉セミナーや交流会の開催、学校や福祉施設との交流、市民ニーズに応じた講座の開催など、学びや交流の場づくりを進めます。また、NPO法人やボランティアの主体性を尊重し、交流の場づくりにおいて自主的な活動を支援します。

(2) 学校や福祉施設での交流

将来の地域の担い手となる子どもたちを地域で豊かに育てるためには、地域の福祉施設や学校などを利用し、地域住民とともに学び交流することが有効であり、学校や福祉施設の開放について、協力を求めています。

基本目標 4 自立を支える環境づくり

1. 大切な健康と生きがいづくり

(1) 健康・介護予防とボランティア

健康な状態を保って生涯を暮らし続けるということは、誰もが望むことです。一人ひとりが自分の身体の状態をよく把握し、健康を維持していけるような取り組みをより一層充実させていくことが重要となってきます。

地域の中で無理のない福祉活動や、ボランティアに取り組むことは、支援のつながりとともに、自己の生きがいや喜びにつながり、健康づくりにも役立つと考えられます。また高齢者にとっては要介護とならない予防の施策にもなります。健康づくりと合わせた地域福祉の取り組みを推進していきます。

(2) 就労と生きがいづくり

高齢者が地域の中で役立つ仕事を見つけたり、障害のある人も自ら地域に貢献できる機会を見つけ、就労につながることは、生きがいとなります。地域福祉の課題から働く場の提供となるよう支援していきます。

2. 移動手段、交通手段の確保

(1) 公共交通機関の充実

公共交通が不便な地域の人たちは、自ら車による移動ができなければ、外出が困難です。また、福祉サービスがあっても、利用者がそこへ行くことができなければサービスを利用することができません。高齢者や障害のある人などにとっては、移動手段の確保が重要であり、今ある福祉有償運送事業の実態や市地域交通会議の取り組み状況を把握する中で、福祉施設や医療機関などへのアクセスを便利にするための公共交通の充実を図ります。

(2) 移動手段の確保(外出支援サービスの推進)

高齢者や障害のある人などが安心して移動ができるような公共交通施策の充実や外出支援サービスの推進を図ります。

ボランティア団体や、NPO法人、民間運送事業者などと連携し、高齢者や障害のある人などに対して、ガイドヘルパーの充実や福祉有償運送事業の活性化を図るなど有効な手段を検討していきます。

また、今後は、自ら移動する以外に、地域にサービスを届ける仕組みを検討していきます。

3. 社会参加をめざすノーマライゼーション等の推進

地域の人たちがいつまでも安心して暮らしていくためには、さまざまな場所における安全なまちづくりが必要です。また、障害のある人にも安心して社会参加できる環境整備が必要です。

(1) 利用しやすい公共施設整備

高齢者や障害のある人などすべての人が安心して移動や利用ができるよう、公共施設のバリアフリー化を推進します。

(2) 生活環境のバリアフリー化の促進

高齢者や障害のある人などすべての人が安心して外出できるよう、公共施設などの段差解消や、歩きやすい歩道など、人にやさしいまちづくりのためのバリアフリー化を促進し、交通事故防止などに向けた安全対策の推進を図ります。

誰もが安心して福祉サービスが利用しやすい環境をつくるため、関係機関や関係団体との連携を深め、既存施設の計画的なバリアフリー化の促進に努めます。

ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、高齢者や障害のあるなしにかかわらず、すべての人が安心して生活できるよう、構築物や道路、公園などバリアフリーのまちづくりを推進します。

(3) ノーマライゼーションの考えに基づいた社会づくり

高齢者や障害のある人などに対する思いやりや優しい心づかいは大切で、理解するだけではなく、その気持ちを行動に移すことが重要です。心身に障害のある人であっても、特別扱いすることなく、ともに暮らすことができるような地域社会をつくるのが大切です。

住み慣れた家や地域での生活は、障害のあるなしにかかわらず、誰もが、大きな精神的な安定を保てます。心に負担を感じることなく地域での生活が快適であり、サービスが利用できるような環境づくりをめざします。

4. 思いやる心を育む環境づくり

社会福祉の基礎は、基本的人権の確保と、他人を思いやり、お互いに助け合おうとする精神にあります。こうした人権尊重の意識を高め養うため、子どもを含めたすべての市民に対する福祉教育は大切なことです。

学校や地域において、さまざまな機会を通じて学習することにより、支援の大切さを知るとともに、誰もが可能な限りの自立を望んでいることも理解する必要があります。

(1) 人権尊重の意識を育てる

地域福祉の推進にあたっては、支援を必要とする人たちが人として尊重され、人間としての尊厳を持って自立した生活を送ることができるようにすることが必要です。

地域において福祉に対して理解を深める学習・懇談の機会をつくることにより、住民一人ひとりが自立し、お互いを認め合い、共に生きる社会づくりという視点に立った地域社会づくりに努めます。

(2) 福祉教育の推進

福祉に対する理解を深める福祉教育や福祉体験学習などの取り組みは、一人の人が人として大きく成長するきっかけとなるとともに、自主的な社会貢献活動への参加を促すきっかけとなります。

次代を担うリーダーとなるべき子どもたちを含め、地域福祉の大切さについて理解を深めるため、学校の総合学習の時間などを活用した福祉教育を推進します。